

愛媛県教育委員会 7 月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成26年 7 月15日（火）午後 2 時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6 人

3 出席委員

委員長 松岡義勝 委員 関 啓三 委員 堺 雅子

委員 脇斗志也 委員 攝津眞澄 教育長 仙波隆三

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 井上 正

教育総務課長 土井一成

生涯学習課長 越智 孝

保健体育課長 近藤正典

義務教育課長 吉田慎吾

人権教育課長 峯本陽子

保健体育課指導主事 門田佳代

義務教育課指導主事 平岡義光

義務教育課指導主事 山口峰松

義務教育課指導主事 白石和美

義務教育課指導主事加藤三香子

指導部長 北須賀逸雄

教職員厚生室長 伊藤 理

文化財保護課長 藤田 享

国体競技力向上対策室長 村山俊一郎

高校教育課長 長井俊朗

特別支援教育課長 西原昇次

義務教育課指導主事 片山信二

義務教育課指導主事 吉本浩司

義務教育課指導主事 谷口京子

義務教育課指導主事 大倉匡仁

特別支援教育課指導主事 二神 博

6 会議の概要

(1) 開 会

委員長 午後 2 時00分開会を宣する。

委員長 議案第36号平成27年度使用義務教育諸学校教科用図書採択に関する指導、助言又は援助について、教科書採択に係る審議は、必要と判断される場合には審議を非公開としてきたが、本年度は、静ひつな環境が確保されていることから、審議を公開することについて諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事の議案第38号から第40号までの委員の任命 3 件及びその他の協議案件の表彰案件 1 件については、いずれも人事案件であることから、審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

(2) 6 月定例会会議録の承認

委員長 6月定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

○平成26年6月定例県議会質問及び答弁要旨について

教育長 平成26年6月定例県議会における教育委員会関係の質問事項と答弁要旨について報告する。

委員長 文教警察委員会での特別支援教育に関する質問に関し、今日午前中にしげのぶ特別支援学校を視察した際に話の出ているエレベーターの設置状況について、実際に現場を見ての意見を教育総務課長に求める。

教育総務課長 一部の議員から新居浜特別支援学校分校を新設するにあたりエレベーターが1基しかないということの適否について質問があったが、そのことに関し文教警察委員会における特別支援教育課長の答弁のとおり、児童生徒の状況に合わせた形で先生方がゆっくりと運ぶということから、今日見た限りでは1台で足りないという印象はなかった旨回答する。

○教員免許に係る公文書非公開決定に関する審査請求について

義務教育課長 教員免許に係る公文書非公開決定に対する審査請求について、経過及び今後の手続について報告する。

○平成26年度愛媛県立高等学校入学者選抜の結果概要について

高校教育課長 平成26年度愛媛県立高等学校入学者選抜の結果について、入学者選抜の日程、受検者数及び合格者数並びに全日制課程の学力検査の成績概況を報告する。

委員長 英語の得点相対度数分布図では得点の低い方に多くの生徒が集まっている旨意見を述べる。小学校の英語が必修化されていった場合に高校までの過程の中で予想される変化について質問する。

義務教育課長 英語の教育課程の特例校である新宮小・中学校では非常にコミュニケーション能力が高くなっている旨、特にALTの方との交流は、他のALTを活用している学校と比較しても数段上である旨、その他一部学力の部分についても調査はしたが、それほど大きな変化は今のところ出ていない旨、その他のところについては今のところ予想ができない旨意見を述べる。

協委員 新宮小・中学校は私の地元であり、保護者の意見を耳にすることがあるが、概ね喜んでおられる旨、特にすばらしい先生が多いので、地元としても歓迎している旨意見を述べる。

関委員 少し気になるのは数学と英語の平均点が若干低い、そのため

5教科の平均点も低くなっている旨意見を述べる。一応全教科学習したものを全部網羅すると書いてあるが、特に数学と英語について従来と設問が変わったなど特徴的なことについて質問する。

高校教育課長 数学の平均点が下がった理由については、知識を問うに留まらず、何が必要か見通しを立てた上で解く問題が多く、全体として難易度が上がった旨、英語の平均点が下がった理由については、聞き取りの問題で英文がやや複雑であったことや、長文において扱われている内容が受験生の生活に密着したものではなかったため、内容を捉えるのに時間がかかったことが考えられる旨、一般的には論理的な思考力や総合的な判断力、表現力が求められる問題、知識や技能等実生活の様々な場面で活用する力をつける問題などがあり、例年よりやや正答率が下がる傾向がある旨、特に数学と英語の問題の難度がやや上がり全体として平均点が下がったと思われるが、基礎基本については、これをもって学力が下がったとは捉えていない旨回答する。

委員長 暫時、休憩する旨宣する。

教職員厚生室長、生涯学習課長、文化財保護課長、国体競技力向上対策室長、高校教育課長及び人権教育課長退席する。

保健体育課指導主事、義務教育課指導主事及び特別支援教育課指導主事着席する。

委員長 議事を再開する旨宣する。

(4) 議 事

議案審議

委員長 議案第36号を上程する。

○議案第36号 平成27年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助について

委員長 小学校教科用図書について議案説明を求める。

義務教育課長 平成27年度使用の小学校教科用図書の採択に関する事務について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条の規定に基づき、愛媛県教科用図書選定審議会から答申された採択基準及び選定資料により、市町への指導、助言又は援助を行うことについて原案を説明する。

委員長 国語の教科書以外に1冊縦書きの教科書を見つけたが、生活の教科書で信州教育出版の縦書きというのは長野の教育方針に沿った編集なのか、何かあるのかについて質問する。

谷口指導主事 信州教育出版の生活の教科書のみ縦書きになっていることについては趣意書にもなく詳細は分かりかねるが、信州教育出版は、長野県における教科研究の成果発表及び教育研究の助成等事業を行っている企業ではあるが、今回の教科書に関しては長野県のみの特化したも

のではない旨回答する。

委員長 カラーや編集、内容については良いと思う旨、国語力を伸ばすためにどこかで応援しようという意図があり縦書きにこだわっているのかなと思った旨意見を述べる。

堺委員 文科省の検定を通っているのだから、内容的に特には問題ない旨、義務教育課長が言われたようにそれぞれ特色はあるということで、何を使用するかはそれぞれの先生方にかかっている旨、使い方次第で子どもたちがどういう力を伸ばしていくか、それぞれの地域がこれも参考にしながら決めていく旨、小学校の教科書を改めて読むと結構面白い旨意見を述べる。

委員長 保健の教科書で、思春期の体の特徴ということをして小学校3年生くらいから教えているが、思春期の捉え方について随分教えるのが早くなってきているように思ったが、一般的にはどうか質問する。

門田指導主事 第3学年、第4学年の教科書に育ちゆく私という内容のものが記載されている旨、その中で子どもたちは体つきの変化や異性への関心等について学習をし、大人への体に近づいていくという不安などを抱えることがあると思うが、その場合の対処の仕方や個人差があること、そういった変化を恒常的に受け止められるような内容になっている旨、早いかどうかについては答えようがないが、特に23年度の教科書と比較しても大きな差異はなかった旨回答する。

委員長 いろいろな刺激が強くなってきており、栄養状態も良くなり早くなっていると思うが、自分の周りの小学3年生を見ているとちょっと早いのではという印象がある旨意見を述べる。

堺委員 もう一度中学生でも教えることについて質問する。

門田課指導主事 似たような内容にはなるが、少し発展的な内容になる旨回答する。

堺委員 その時期に教えたことは子どもたちの中に入り、生活の中で活かされると思う旨、教科書も随分カラフルになった旨意見を述べる。

委員長 カラーで図がたくさん出ている方が、国語では想像する部分を阻害する旨、絵にするとそれが一つの解釈になる旨、写真等があり過ぎではないかと個人的には思う旨意見を述べる。

攝津委員 国語の教科書の中に、絵だけで文字が一つも書いていない箇所が何ページかあり、これは何の教科書なのかと思った旨、絵も大切だとは思いますが、もう少し文字を大切にしてほしい旨意見を述べる。

委員長 書写の教科書の中ではねるということをして表現している教科書が複数あったが、別のページでは線の大小のところで筆圧を軽くすると細くなり、強くすると太い線になる旨、はねのことをスーというのは筆圧の説明と違い、これでわかるのかなと思った旨意見を述べる。

教育長 書写は実際に書いていくので、教科書だけに書いてある言葉づらだけではないのかなと思う旨意見を述べる。

堺委員 はねると教わった旨意見を述べる。

委員長 昔の書き方と比べて少し解りにくい旨意見を述べる。

関委員 これからの教育の中でやはり時代の流れというものをどう理解させていくかということが大事である旨、子どもが将来成長していった中で、その思考や興味の方向性が決まると思うため、そういうことを大事に見ていきたいと思っている旨、社会の教科書でも、いろいろな事象が取り上げられているが、その事象というのが今の時代にあっているか等と比較しながら見ている旨、学習指導という面ではあまり良し悪しは一概に言えないと思う旨意見を述べる。何か一つポイントとなるものについて質問する。

義務教育課長 教科書でその違いを見つけていくのはかなり難しい旨、内容面での差はだんだん縮まってきている旨、教材の切り口については教員に求められる資質の中の一つだと思うが、いかに本質的な課題を子どもたちに提供していくかということであり、我々教員が研修を深めてよりよい教材にしていくことで教科書を使わせていただくという形が適切であると考えている旨回答する。

関委員 今言われたとおり、切り口や教え方が一番大事だと思うので、その辺は本当に注意していかなければ一つの思想ができあがっていくので、きちんと社会人としてやはり常識人としてという部分も入る旨、そういう教育につながるものであるという印象を受けた旨意見を述べる。

攝津委員 自分が母親なので家庭科が気になり、家庭科の教科書をよく読んだが、家庭科の実習等が年々減っており、子どもたちが主食を作れない状況で、実習をしてもケーキを焼くという内容で観点が外れているものがある旨、新聞などで幼児虐待や我が子を殺すという記事があり、そういう大人が増えている状況のなかで、家庭科と保健体育というのはとても大切なものなので、親になるための準備ということでもなるべく時間を減らさないように時数を増やしてほしい旨意見を述べる。

委員長 特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級用一般図書について議案説明を求める。

特別支援教育課長 平成27年度に使用する学校教育法附則第9条に規定する特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級用教科用図書（一般図書）の採択に関する事務について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条の規定に基づき、愛媛県教科用図書選定審議会から答申された採択基準及び選定資料により、市町への指導、助言又は援助を行うことについて原案を説明する。

委員長 意見を求める。

脇委員 特別支援学校だけにとということではないが、私の記憶では小学校から中学校に上がったときに極端に内容が変わる旨、次につながる教科書があるかどうか、小学校で習ったことが中学校で活かされるのか、特に特別支援学校においては子どもたちの習熟度が遅くなることは仕方がないことだが、つないでいかないと就職や進学についてもしんどいことになってくるため、小学校教科書だけで見るとはなくて小中高という全体としての教科書の見方もしてほしい旨意見を述べる。

特別支援教育課長 子どもたちの障害の特性や発達段階に合わせて、小学校、中学校、高等学校それぞれの引継ぎができることが重要であると考えている旨、小学校から中学校、中学校から高等学校に上がる際には一人一人の子どもたちの個別の教育支援計画とか個別の教育指導計画というものを子ども一人一人に作っているの、そういうものを活用しながら引継ぎが十分行われる旨、小中高全体を見渡しての教科書採択を念頭におき、様々な子どもたちがケースバイケースで対応できる、小学校用の教科書でもあり、中学校用の教科書でもありというようなこともその中にはあったりするが、比較的脳の障害の重い軽いに関わらず教科書採択を実施して学校現場で子どもに合わせた仕様に十分努めてまいりたい旨意見を述べる。

関委員 今日しげのぶ特別支援学校を視察して、児童生徒の興味の違いがすごくあると思った旨、一番大事なのは意欲や興味を高めていくことであり、それに加えて日常生活や社会生活の知識を深め、興味を持たせていく旨、一つのものを与えてみんなというものではないと思うのでそれが非常に難しいと思うが、できるだけ多様性のあるものを選んでおいて、一人一人の興味を持つものをできるだけ高めて、さらに伸ばしていくような採択をしてほしい旨意見を述べる。

攝津委員 今日しげのぶ特別支援学校に行って、子どもたちに肢体不自由と知的障害のある重度の方が年々増加しているという話を聞いて、体の動かない子はしたくてもできないことがあるし、精神的に弱いところがある子はそういうことも念頭においてしなければいけないことがあるし、個々にたくさんあるなあという思いがあった旨、ポスターを書いているところに出くわし、ポスターに「人と違ってみんないい」という文字を書いている子がおり、本当にそうだなと思い感動した旨、これしかできないということではなくて、したいことをしたい時にできる環境を作っていってあげたらいいと思った旨意見を述べる。

特別支援教育課長 委員の言われたとおり、障害のある子どもたち一人一人が意欲を高めて興味関心を広めて、実際に今日見ていただいた中で、子どもたちが一生懸命外に手を伸ばそうとしたり、表情で出してみたり、外の音の世界を一生懸命取り込んでいこうとする姿、非常に生き

生きとしげのぶ特別支援学校の授業が展開されていた様子を見ていただいた旨、これらの一人一人の子どもたちの特性等も踏まえた上で、選定資料を見ていただくと、内容等も似ているものもあるが、中身の教科書に指定したものについては様々な工夫が凝らされている旨、これらの工夫も幅広く用意して子どもたちにとって意欲を高めていくような教材の一つになっていくように努めたい旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 暫時、休憩する旨宣する。

保健体育課指導主事、義務教育課指導主事及び特別支援教育課指導主事退席する。

教職員厚生室長、生涯学習課長、文化財保護課長、国体競技力向上対策室長、高校教育課長及び人権教育課長着席する。

委員長 議事を再開する旨宣する。

委員長 議案第37号を上程する。

○議案第37号 平成26年度全国学力・学習状況調査の結果公表について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領に基づき、平成26年度全国学力・学習状況調査の結果における市町及び中等教育学校の状況について、公表しようとする原案を説明する。

委員長 意見を求める

堺委員 3ページの資料1の〇〇教育委員会には市町名が入るということでよいか、また砥部町のように中学校が一枚しかないところの数字についてはそれぞれの教育委員会と協議して公表するかどうか決めるのかについて質問する。

義務教育課長 そうである旨回答する。

委員長 資料2は各学校で作る資料であるのかについて質問する。

義務教育課長 これは各市町の教育委員会の方で作成する旨回答する。

委員長 市町教育委員会の考え方でこういう形のものを出すか出さないかを決めるということで、一律に出すようにするのか質問する。

義務教育課長 一律ではなく、資料2の中段を見ていただくと上段の観点は各教科の観点で、中段の観点については、本県共通として5項目を選んだが、各市町の子どもたちの実態に応じて、共通部分としてお願いしたいというふうに考えている旨回答する。

教育長 例えば松山市の小学校の平均の傾向はこうであり、中学校はこうですということについては県として公表する旨、更に学校別に公表するかどうかは市町の教育委員会で判断いただく旨、そのためのフォー

マットはお配りする旨回答する。

委員長 調査だけやって公表しないというのには少し疑問がある旨、延長上にあるものなので、結果公表についてもやってみて改善すべきところがあれば改善するという出発点としてはいいと思う旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 以後の案件を非公開とする旨宣する。

委員長 議案第38号を上程する。

○議案第38号 愛媛県総合科学博物館協議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県総合科学博物館協議会委員の任期満了に伴い、博物館法第21条の規定により任命する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第39号を上程する。

○議案第39号 愛媛県歴史文化博物館協議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県歴史文化博物館協議会委員の任期満了に伴い、博物館法第21条の規定により任命する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第40号を上程する。

○議案第40号 愛媛県美術館協議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

文化財保護課長 愛媛県美術館協議会委員の任期満了に伴い、博物館法第21条の規定により任命する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

(5) その他

○平成26年度学校給食文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

保健体育課長 平成26年度学校給食文部科学大臣表彰の被表彰候補と

なっている学校及び共同調理場（2校）、学校給食関係者（1名）並びに学校給食関係団体（1団体）の推薦について説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉 会

委員長 午後3時35分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。